平成２９年（フ）第１１４号
北海道小樽市若竹町25番２号　レオパレスｈｉｌａｃ207号
債務者　伊藤　和久
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市高砂町１丁目５番16号　ボヌール202号
債務者　塩野谷久美子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３３号
宮城県加美郡加美町字西町59番地１　ユースコーポ103号
債務者　佐々木勝美
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
宮城県加美郡加美町字西町59番地１　ユースコーポ103号
債務者　佐々木たき子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
秋田県仙北市角館町小勝田中川原126番地43
債務者　宮田　京子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２６号
福島県白河市旭町１丁目63番地　佐藤アパート５号室
債務者　原　　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
群馬県みどり市大間々町大間々306番地１　レオパレスさくらはうす104号室
債務者　田村　智也
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３４９号
新潟市西区寺尾上２丁目６番13号
債務者　渡部　信雄
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７０号
新潟市南区大通黄金１丁目４番地24　フレッシュフィールド201号
債務者　波田野　亮
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７５号
新潟市東区北葉町２番16号
債務者　中居　怜子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８０号
新潟市東区秋葉通３丁目13番地41
債務者　河村　輝男
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８１号
新潟市東区秋葉通３丁目13番地41
債務者　河村　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９４号
新潟県燕市富永310番地22　ガストハウス202号、前住所新潟県燕市吉田法花堂2247番地３シャーメゾン029　105
債務者　川村　栄司
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０３号
新潟市北区松浜本町２丁目９番10号
債務者　不二崎桃子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
長野県松本市大字水汲23番地９　シャロム水汲101号
債務者　宮島久美子（旧姓赤穂）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８５号
長野県松本市野溝西２丁目９番16号　ドリームハウスＡ201号室
債務者　石川　優美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１９８号
長野県塩尻市大字広丘堅石1004番地
債務者　竹下　　正
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部